

令和 7 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

会津宮川地区幹線用水路機能診断調査その他業務

## 現 場 説 明 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

## 1. 一般事項

### (1) 契約保証について

契約保証については、別紙－１のとおりである。

### (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### (3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

## 2. 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下の基準に準じて行うものである。

①設計業務：土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 設計業務の価格積算基準

②調査業務：土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 地質、土質調査業務の価格積算基準

## 3. 積算基地について

積算基地は、仙台市で考えている。

## 4. 作業歩掛

本業務にかかる作業歩掛は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に示す参考歩掛のほか、下表のとおり考えている。

なお、業務完了後は、監督職員へ当該業務の参考歩掛実態調査表を提出するものとする。

### (1) 機能診断（設計業務）

①. 土木施設（水路トンネル、開水路、暗渠、パイプライン） 2 巡目

宮川幹線用水路、佐賀瀬幹線用水路、高橋左岸幹線用水路、高橋右岸幹線用水路

（単位：人）

| 作業項目                 | 数量  | 直接人件費 |      |      |      |     | 備考                        |
|----------------------|-----|-------|------|------|------|-----|---------------------------|
|                      |     | 主任技師  | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |                           |
| 1. 業務準備              | 1 式 | 5.2   | 6.8  | 6.1  |      |     |                           |
| 2. 事前調査<br>2-1. 資料調査 | 1 式 |       | 0.5  | 1.0  | 0.9  |     | 水路トンネル、開水路、暗渠<br>L=1.47km |

| 作業項目                         | 数量  | 直接人件費 |      |      |      |     | 備考              |
|------------------------------|-----|-------|------|------|------|-----|-----------------|
|                              |     | 主任技師  | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |                 |
| 2-1. 資料調査                    | 1 式 |       | 1.5  | 3.1  | 3.1  |     | パイプラインL=19.86km |
| 2-2. 問診調査                    | 1 式 |       | 3.2  | 3.2  |      |     |                 |
| 3. 施設機能の検討                   | 1 式 | 1.4   | 3.9  | 3.6  |      |     |                 |
| 4. 施設の影響度評価                  | 1 式 | 2.4   | 4.8  | 4.7  | 1.0  |     |                 |
| 5. 性能低下要因の推定                 | 1 式 | 2.5   | 5.2  | 4.5  |      |     |                 |
| 6. 現地調査（定点調査）計画の作成           | 1 式 | 3.7   | 3.7  | 6.5  | 6.5  |     |                 |
| 7. 健全度評価                     | 1 式 | 1.0   | 2.9  | 2.8  | 3.5  |     |                 |
| 8. 性能低下予測                    | 1 式 | 1.1   | 3.1  | 3.4  | 2.0  |     |                 |
| 9. 管理水準の設定                   | 1 式 | 4.5   | 7.5  |      |      |     |                 |
| 10. 機能保全対策の検討                | 1 式 | 4.5   | 9.0  | 6.0  |      |     |                 |
| 11. 機能保全コストの算定               | 1 式 |       | 7.3  | 11.8 | 21.2 |     |                 |
| 12. 機能保全計画の策定                | 1 式 | 4.6   | 7.9  | 7.9  |      |     |                 |
| 13. 農業水利ストック情報データの<br>入力及び登録 | 1 式 |       |      | 2.7  | 2.7  |     |                 |
| 14. 点検取りまとめ                  | 1 式 | 5.7   | 4.3  |      | 5.5  |     |                 |
| 合計                           |     | 36.6  | 71.6 | 67.3 | 46.4 |     |                 |

②. 限戸川地区幹線用水路止水対策工法試験施工モニタリング調査（設計業務）

（単位：人）

| 作業項目                   | 数量  | 直接人件費 |      |      |      |     | 備考 |
|------------------------|-----|-------|------|------|------|-----|----|
|                        |     | 主任技師  | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |    |
| 1. 準備作業                |     |       |      |      |      |     |    |
| 1-1. 資料の検討             | 1 式 | 1.0   | 2.0  | 2.0  |      |     |    |
| 1-2. 現地調査計画の作成         | 1 式 | 0.5   | 1.0  | 1.5  | 1.0  |     |    |
| 2. モニタリング調査結果の整理・とりまとめ | 1 式 | 1.0   | 2.0  | 2.0  | 2.0  | 2.0 |    |
| 3. 点検取りまとめ             | 1 式 | 0.5   | 1.0  | 1.5  | 1.5  |     |    |
| 合計                     |     | 3.0   | 6.0  | 7.0  | 4.5  | 2.0 |    |

(2) 調査業務

①. 土木施設（水路トンネル、開水路、暗渠、パイプライン）2 巡目

宮川幹線用水路、佐賀瀬幹線用水路、高橋左岸幹線用水路、高橋右岸幹線用水路

| 作業項目                | 数量                | 直接人件費           |             |             |             |            | 注<br>機械<br>経費 | 注<br>材料費 | 備考                                |
|---------------------|-------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|---------------|----------|-----------------------------------|
|                     |                   | 主任<br>技師<br>(人) | 技師 A<br>(人) | 技師 B<br>(人) | 技師 C<br>(人) | 技術員<br>(人) | (%)           | (%)      |                                   |
| 現地踏査（水路トンネル、開水路、暗渠） | 1.47km            | 参考歩掛を適用         |             |             |             |            |               |          |                                   |
| 現地踏査（パイプライン）        | 19.86km           |                 | 3.3         | 3.3         |             | 3.3        | 1.4           | 0.8      |                                   |
| 現地調査<br>近接目視調査      | 100m <sup>2</sup> | 参考歩掛を適用         |             |             |             |            |               |          | 100 m <sup>2</sup> (線的)水路トンネル、開水路 |
| コンクリート強度推定調査        | 2 測点              |                 |             |             |             |            |               |          | IS A 1155<br>2 測点：水路トンネル、開水路      |
| 中性化深さ試験（ドリル法）       | 1 箇所              |                 |             |             |             |            |               |          | 1 か所：開水路                          |
| 管内目視調査（パイプライン）      | 168m              |                 |             | 2.0         | 2.0         | 2.0        | 4.0           | 2.0      | 12m/定点                            |
| 継手間隔調査              | 168m              |                 |             | 2.0         | 2.0         | 2.0        | 4.0           | 2.0      | 12m/定点                            |
| たわみ計測               | 48m               |                 |             | 2.0         | 2.0         | 2.0        | 4.0           | 2.0      | 12m/定点                            |
| テストバンド              | 14 箇所             |                 |             | 9.3         | 9.3         | 9.3        | 15.0          | 5.0      | 1 か所/定点                           |
| 施設調査（制水弁）           | 1 箇所              |                 |             | 0.3         |             | 0.3        |               |          |                                   |
| 施設調査（空気弁）           | 19 箇所             |                 |             | 4.8         |             | 4.8        |               |          |                                   |
| 施設調査（排泥工バルブ）        | 19 箇所             |                 |             | 4.8         |             | 4.8        |               |          |                                   |
| 施設調査（分水工バルブ）        | 4 箇所              |                 |             | 1.0         |             | 1.0        |               |          |                                   |
| 合計                  |                   |                 | 3.3         | 29.5        | 15.3        | 29.5       |               |          |                                   |

注 機械経費及び材料費は、直接人件費の合計に対する割合として計上している。

間接調査費（仮設工）

| 作業項目    | 数量    | 労務費                |                  |                  | 注<br>諸雑費 | 備考 |
|---------|-------|--------------------|------------------|------------------|----------|----|
|         |       | 土木一般<br>世話役<br>(人) | 特殊<br>作業員<br>(人) | 普通<br>作業員<br>(人) | (%)      |    |
| 人孔蓋開閉作業 | 11 箇所 | 11.0               | 11.0             | 11.0             | 85.0     |    |

注 諸雑費は、労務費の合計に対する割合として計上している。

②. 隈戸川地区幹線用水路止水対策工法試験施工モニタリング調査（調査業務）

現地踏査、現地調査

| 作業項目 | 数量    | 直接人件費       |            |            |            |            | 注           | 注          | 備考 |
|------|-------|-------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|----|
|      |       | 主任技師<br>(人) | 技師A<br>(人) | 技師B<br>(人) | 技師C<br>(人) | 技術員<br>(人) | 機械経費<br>(%) | 材料費<br>(%) |    |
| 現地踏査 | 1 施設  |             | 0.5        | 0.5        |            | 0.5        | 1.5         | 0.4        |    |
| 目視調査 | 14 箇所 |             |            | 7.0        | 7.0        | 7.0        | 4.0         | 2.0        |    |
| 計測調査 | 14 箇所 |             |            | 7.0        | 7.0        | 7.0        | 30.0        | 15.0       |    |
| 合計   |       |             | 0.5        | 14.5       | 14.0       | 14.5       |             |            |    |

注 機械経費及び材料費は、直接人件費の合計に対する割合として計上している。

間接調査費（仮設工）

| 作業項目    | 数量   | 労務費                |                  |                  | 注          | 備考 |
|---------|------|--------------------|------------------|------------------|------------|----|
|         |      | 土木一般<br>世話役<br>(人) | 特殊<br>作業員<br>(人) | 普通<br>作業員<br>(人) | 諸雑費<br>(%) |    |
| 人孔蓋開閉作業 | 2 箇所 | 2.0                | 2.0              | 2.0              | 85.0       |    |

注 諸雑費は、労務費の合計に対する割合として計上している。

隈戸川地区幹線用水路止水対策工法試験施工モニタリング調査で設置する管内換気設備について、以下のとおり設置することを考えている。

設置位置 笠石第5空気弁地点

設置台数 軸流ファン（風量 50/60 m<sup>3</sup>/min（50/60Hz）、風圧 0.3/0.4kPa） 1 台  
発動発電機（定格容量 2.7/3.0 kVA（50/60Hz）） 1 台

設置運転日数 4 日

3. 旅費交通費、宿泊費及び宿泊手当並びに基準日額について

（1）問診調査

1）交通費

積算基地（仙台市）から現地までの移動に要する費用は、ライトバンで計上しており高速道路料金は下表のとおり計上している。

| 地区名    | 計上区間                | 備考 |
|--------|---------------------|----|
| 会津宮川地区 | 仙台宮城 I C から会津若松 I C |    |

なお、現場内の移動に要する費用について、4. 作業歩掛に含まれるものと計上していない。

2）宿泊費及び宿泊手当

問診調査は滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

滞在日数は、延べ8日、宿泊エリアは福島県会津若松市を想定している。

<現地調査における宿泊日数>

| 作業内容 | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員 |
|------|------|------|------|------|-----|
| 問診調査 |      | 4 日  | 4 日  |      |     |

(2) 現地調査

1) 交通費

積算基地（仙台市）から現地までの移動に要する費用は、ライトバンで計上しており高速道路料金は下表のとおり計上している。

| 地区名    | 計上区間                | 備考          |
|--------|---------------------|-------------|
| 会津宮川地区 | 仙台宮城 I C から会津若松 I C | 幹線用水路機能診断調査 |

なお、現場内の移動に要する費用について、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に示す参考歩掛または 4. 作業歩掛に含まれるものとし計上していない。

| 地区名   | 計上区間              | 備考                |
|-------|-------------------|-------------------|
| 隈戸川地区 | 仙台宮城 I C から矢吹 I C | 幹線用水路試験施工モニタリング調査 |

なお、現場内の移動に要する費用について、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に示す参考歩掛または 4. 作業歩掛に含まれるものとし計上していない。

2) 宿泊費及び宿泊手当

現地調査にかかる外業は滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

会津宮川地区 幹線用水路機能診断業務の滞在日数は、延べ 1 1 0 日、宿泊エリアは福島県会津若松市を想定している。

<現地調査における宿泊日数>

| 作業内容                | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員  |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| 幹線用水路機能診断<br>(調査業務) | —    | 4 日  | 42 日 | 22 日 | 42 日 |

隈戸川地区 幹線用水路機能診断業務の滞在日数は、延べ 5 9 日、宿泊エリアは福島県白河市を想定している。

<現地調査における宿泊日数>

| 作業内容                | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員  |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| 幹線用水路機能診断<br>(調査業務) | —    | —    | 20 日 | 19 日 | 20 日 |

### (3) 業務打合せ

業務打合せ場所は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所（福島県福島市笹谷字稲場 3 8－7）で考えており、旅費交通費については次のとおり計上している。

#### 1) 交通費

交通手段は、高速バス（仙台駅～原田東バス停）で考えている。

#### 2) 宿泊費及び宿泊手当

宿泊費及び宿泊手当は、計上していない。

#### 3) 基準日額

打合せにかかる基準日額は、以下のとおり直接人件費に計上している。

| 段階  | 職種    |       |       | 備考    |
|-----|-------|-------|-------|-------|
|     | 主任技師  | 技師 A  | 技師 B  |       |
| 初 回 | 1.0 人 | 1.0 人 |       |       |
| 中 間 |       | 1.0 人 | 1.0 人 | 3 回実施 |
| 最 終 | 1.0 人 | 1.0 人 |       |       |

※職種別人数 1.0 人の内訳として、打合せ 0.5 日、移動 0.5 日としている。

### 4. 施設管理者

本業務対象施設の施設管理者は、次に示すとおりである。

| 業務対象施設                                                  | 施設管理者     | 所在地等                                       |
|---------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------|
| 会津宮川地区<br>宮川幹線用水路<br>佐賀瀬幹線用水路<br>高橋左岸幹線用水路<br>高橋右岸幹線用水路 | 会津宮川土地改良区 | 福島県大沼郡会津美里町字油田 1545 番地<br>TEL 0242-54-7154 |

| 業務対象施設         | 施設管理者    | 所在地等                                    |
|----------------|----------|-----------------------------------------|
| 隈戸川地区<br>幹線用水路 | 矢吹原土地改良区 | 福島県西白河郡矢吹町八幡町 409-1<br>TEL 0248-42-3121 |

### 5. 仕様書補足事項

#### (1) 安全費

調査業務における安全費の率計上は行っていない。

#### (2) 成果物

特別仕様書第 6－1 条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体（CD-R）1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF 形式）を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

別 紙－１

１． 契約の保証について

- (１) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 福島支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏（官職・氏名）…注１」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官（官職・氏名）…注２」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注３」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注 3」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

ア 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

注1：歳入歳出外現金出納官吏

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所  
庶務課長 狩野 守

注2：政府保管有価証券取扱主任官

東北農政局総務部会計課  
課長補佐（主計）  
佐藤 淳一

注3：分任支出負担行為担当官

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長  
井上 裕